## 地域イントラネット基盤施設整備事業

地域の教育、行政、福祉、医療、防災等の高度化を図るため、学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援。

## 1 施策の概要

学校、図書館、公民館、市役所などを高速・超高速で接続する地域公共ネットワークを整備することにより、電子自治体を推進するとともに、市町村合併の推進等を重点的に支援。

- (1) 実施主体 都道府県、市町村、第三セクター及び複数の地方公共団体の連携 主体
- (2) 補助対象経費 ① 施設・設備費(センター施設、映像ライブラリー装置、送 受信装置、構内伝送路、双方向画像伝送装置、伝送施設等)
  - ② 用地取得費・道路費
- (3) 補助率 ①沖縄本島を除く離島の場合

2/3

- ②都道府県、市町村単独の場合 及び 都道府県、 政令市、中核市から成る連携主体の場合
- 1/3

③②以外の連携主体、

合併市町村(ただし、合併年度及びこれに続く一年度に限る。)

の場合 及び 沖縄県、沖縄本島内の市町村

1/2

- 4)第三セクターの場合
- (4) その他 ①あらかじめケーブルテレビ (地方公共団体又は第三セクターが運営 するものに限る。) への開放を目的とする整備を可能とする。
  - ②あらかじめ高速・超高速インターネットアクセス提供事業への開放 を目的とする整備を可能とする。

## 2 イメージ図

